

自治体名	香川県	区分	都道府県
キーワード	県単位のネットワーク、中核機関機能の県・市町分担整備		

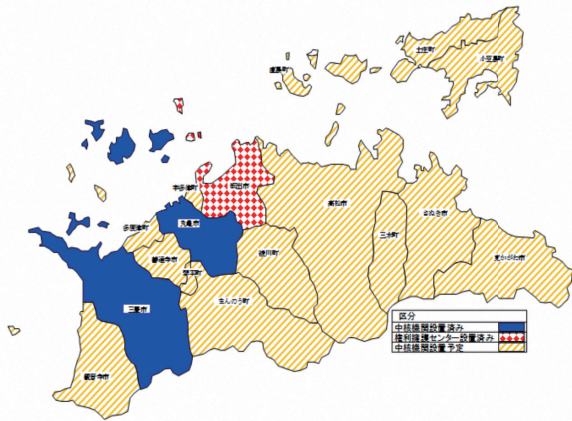
香川県・香川県社協・専門職の連携による広域支援

I. 概要

1. 都道府県概要

管内市町村数	17カ所
人口	982,230人
65歳以上の者の人数	301,394人
療育手帳の所持者数	7,725人
精神障害者保健福祉手帳の所持者数	6,386人
成年後見制度の利用者数について	
後見の人数	1,367人
保佐の人数	382人
補助の人数	103人
任意後見の人数	8人
日常生活自立支援事業の利用者数	651人
市民後見人の養成をしている市町村数	4カ所
養成者数	62人
受任者数	9人
養成者数のうち、成年後見人等以外の活動に従事する者の数	51人
県内で法人後見を実施している法人数	16カ所
担い手の状況（受任可能な専門職数等）	
弁護士、司法書士、社会福祉士 計183名	
市町村長申立数（平成30年度実績）	68件

（2019年10月1日時点、一部2019年の別時点における統計を含みます。）



事例のポイント

- 香川県が始めた市民後見人養成事業がきっかけとなり、かがわ後見ネットワークが発足。現在は専門職団体や県内市町村協が参画し、香川県社協が事務局となって、専門職の地域担当制による講師派遣や連絡会議の取組を実施。
- 中核機関の整備については、住民に近い市町が「基礎中核」として相談等の機能を担い、県単位のネットワークを活用した「支える中核」が、専門性が必要となる支援等を補完・拡充する考え方で推進。
- 市町への支援については、香川県内17ある市町ごとに異なるアプローチを実施。成年後見制度を必要とする人が制度を利用できる仕組みづくりに向け、市町が着手しやすいポイントを探り、何から始めるかを市町と一緒に考える支援スタイルで実施。

2. 県から始まり専門職の地区担当制につながったネットワークの構築プロセス

香川県における成年後見制度利用促進の体制としては、香川県弁護士会、リーガルサポート香川県支部、香川県社会福祉士会、香川県社会福祉協議会、県内市町の社会福祉協議会で構成される「かがわ後見ネットワーク」による連携が基盤にあります。しかし、現在は強固である連携も始めから充実していたわけではありませんでした。

香川県では、平成19年度から市民後見人養成事業を開始しました。(香川県社会福祉士会に委託)しかし、当時は、市民後見人を養成することが事業の中心で、その後の活動支援まで取り組めていなかったため、市民後見人を養成したものの、誰も受任できていない状況が続いていました。

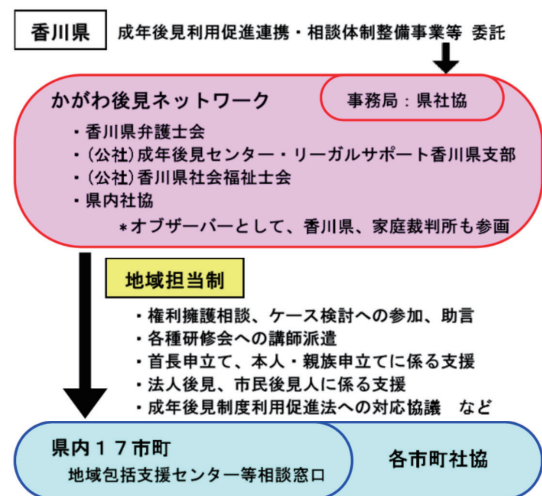
そこで、香川県では、平成21年度にワーキンググループを設置し、市民後見人が活動するためのバックアップ体制の整備について、具体的に協議し始めました。その結果、香川県社協を事務局とし、実務を担う専門職団体、市町社協が参画する「かがわ後見ネットワーク」が構築されました。

かがわ後見ネットワークでは、まず住民等が気軽に相談できる環境を提供するために、専門職による無料相談会を開始しました。そして、無料相談会での経験から、専門職から「県で集約的に、住民等からの相談を受ける仕組みには限界を感じる。ご本人が生活している市町や地域を圏域として、住民や地域包括支援センターなど様々な機関

が専門職に対し、身近に相談できないと意味がない。」という提案がありました。この提案が契機となり、複数の市町を圏域に分け、その圏域ごとに専門職の担当を配置し、研修会への講師派遣や、相談、ケース会議、申立ての場面で専門的な助言を行う「地域担当制」を導入することになりました。

さらに、「地域担当制で専門職を配置しても、名前しか分からなければ、関係機関も相談しにくい。この状況を解消するために、担当圏域ごとで顔合わせの場を作ろう。」という意見があり、市町行政と地域包括支援センター、市町社協、地域担当の専門職が集まる連絡会議が開催されるようになりました。

図表 かがわ後見ネットワークの体制図



(出典：香川県提供資料を一部簡略化)

3. 「基礎中核」と「支える中核」の考え方

香川県では、成年後見制度利用促進法の施行前より、「かがわ後見ネットワーク」の取組を進めてきました。そこで、香川県では、このネットワークを活用し、各市町における中核機関の整備を支援しています。

具体的には、相談やケース検討、後見人支援な

どの場面では、専門的な知見が必要になることも多く、専門職から支援を受ける仕組みが必要になります。しかし、専門職団体と個別に調整し、専門職による支援の仕組みを新規に作ることは、各市町の負担が大きいため、かがわ後見ネットワークの地域担当制を活用することができ、その費用

は香川県からの委託料で賄えることを、各市町に対して示しています。

各市町は住民に身近な存在であることから、「基礎中核」として、相談窓口などの対応可能な取組を進めます。一方で、「かがわ後見ネットワ

ーク」では、「支える中核」として、専門職の知見が必要となる相談時の助言や人材育成など、各市町の機能を補完・拡充させる役割を担います。

「基礎中核」を「支える中核」が支援することで、充実した中核機関の整備が図られます。

図表 香川県における県・各市町の中核機関の機能（「基礎中核」と「支える中核」のイメージ）

機能	各市町	圏域	県
	基礎中核	支える中核（かがわ後見ネットワーク）	
広報	○広報 ○ニーズ調査	・講演会等の開催、パンフレット等の作成	
相談	○発見・見守り、声かけ ○相談 ←	役割① 専門職派遣に係る調整 ・定例の相談会等に専門職の参加	
利用促進	○ケース検討・サービス調整 ← ○後見利用の場合 ・首長申立 ・本人申立、親族申立 ・適切な受任候補者の推薦	・ケース会議等への参加、助言等 ・必要に応じて専門職による申立相談 ・適切な受任候補者についての協議の場への参加 ・市民後見人等の調整	
後見人支援	○後見人等への支援 ←	(市民後見人等のフォローアップを含めて) (定期的な相談会等に専門職の参加) ・法人後見支援	
運営イメージ	○基礎中核の運営協議 ○市町内でのネットワーク構築	役割② 中核機関等運営支援 ○支える中核運営協議会 ○中核機関連絡会議 など	
研修イメージ	○市民後見人等人材養成研修 (社会資源、実務など)	役割③ 研修会等の開催 ○首長申立実務研修 ○市民後見人等人材養成研修 (基礎的な制度等) など	

(出典：香川県社会福祉協議会提供資料を一部簡略化)

4. 香川県社協の取り組み方

(1) 各市町へのアプローチ

香川県には市町が17つあり、市町ごとにアプローチの仕方を変えています。その理由として、香川県社協では、17市町が体制整備に取り組むきっかけは17通りすべて違うと考えているからです。

市町それぞれで状況が異なるので、着手しやすい取組は異なります。そのため、全市町一律の進め方ではなく、その市町が何に興味、関心を持っ

ているのか把握して、関心事項への支援を実施しています。例えば、成年後見制度利用支援事業の場合もありますし、市民後見人の育成や、専門職の派遣を受ける事業に興味がある市町もあります。

さらに、アプローチ先は市町行政だけでなく、市町社協に行くこともあります。香川県社協では人材育成事業を実施しているので、まずは法人後見の支援員を養成する取組から始める市町もあり

ます。

このように、それぞれの市町で取り組みやすいポイントが異なるので、押し付けにならないよう、あまり県社協から市町に対して、「こうしましょう」と誘導的に進めないことにしています。

また、中核機関を作ることを目的として伝えるのではなく、国基本計画の考え方である「成年後見制度が必要な人に届く仕組みを作る」ことを重視して、市町として何の仕組みづくりから進めるのがいいのかという問いかけや検討を、市町社協と一緒に進めていくスタイルでアプローチを図っています。

(2) 県単位での法人後見の仕組みづくり

(NPO法人後見ネットかがわ)

香川県には、法人後見の仕組みもあります。成年後見制度に関する専門職が団体としてではなく、個人として参画するNPO法人があり、このNPO法人から委託を受けて香川県社協が事務局を担い、法人後見を実施しています。地元の市町社協では受けにくい事案や、簡易な法的課題があるものの継続的な専門職の受任は必要ない事案などを、このNPO法人で受任して、その会員である専門職と地元の市町社協が連携し、法律と福祉の両方の支援を行っています。

成年後見制度による権利擁護支援が必要な人の中には、虐待やセルフネグレクトなど法律専門職と福祉専門職、社協の福祉職、地元の市町社協とがペアで動く必要のあるケースがあります。このようなケースに迅速に対応していくため、香川県社協は、単独で法人後見を行うのではなく、専門職と連携しながら全体を調整する役（＝事務局）を担うという仕組みをつくったのです。

法人後見実施のための財源は、後見人等の報酬、香川県からの法人後見支援の事業委託、寄付等で賄われています。

なお、現在、家庭裁判所が地元の市町社協や専門職に打診しても、調整が難しかった事案について、家庭裁判所からの依頼により、このNPO法人が受任するという流れが多くなっています。今後は、この受任の流れについて、事前調整の仕組みを充実させていくことが必要であると考えています。

図表 NPO法人後見ネットかがわ 受任状況

平成 30 年度末		
後見	18	入所等 15名、在宅 3名
保佐	19	入所等 12名、在宅 7名
補助	3	入所等 1名、在宅 2名
未成年	4	施設 2名、GH1名、里親 1名
	44	

(出典：香川県社会福祉協議会提供資料を一部簡略化)

担当者より

県内では取組が進んでいる市町も、これからという市町もあります。支援の必要な市町に対してサポートする、押し上げていくという取組をしっかりと進めていきます。

香川県は専門職団体の協力を助けられています。その県の特徴、強みを打ち出していくことが大切だと思います。

香川県内の中核機関は、「基礎中核」と「支える中核」の考え方でスタートしていますが、いつまでもこの形に固執するのではなく、どうやったらもっと良くなるのかを他県の方と話していきたいです。



■参考URL 連絡先

香川県健康福祉部長寿社会対策課
TEL：087-832-3270

香川県社会福祉協議会地域福祉課
TEL：087-861-0546